

司法制度改革推進本部

顧問委員 各位

2003年9月3日

市民の裁判員制度つくり会

事務局長 新倉 修

要 請 書

第1 要請の趣旨

顧問会議において、裁判員制度に関して十分な議論、意見交換の時間をとり、裁判員制度が真に主体的・実質的な市民参加制度となるよう、制度提案してください。

第2 要請の理由

1 裁判員制度に関する基本構成の議論が、「裁判員制度・刑事」検討会において、大きな山場を迎えています。

裁判員制度導入は、司法への市民参加を実現するという点で、今回の司法改革で最も画期的な改革のひとつです。この改革が中途半端なものとなり、運用において形骸化することがないようにしっかりした制度設計が行なわれることは極めて重要です。

2 私たちは市民の立場から、裁判員制度に関する提言・要請を行ってきましたが、「裁判員制度・刑事」検討会のこの間の議論状況をみると、本当に画期的な市民参加制度が導入されることとなるのか、疑問・不安を感じます。

(1) 市民の参加しやすい制度が議論されるように

まず、司法制度改革審議会においては、全国で公聴会が開催され、市民参加制度の導入を求める市民の生の声を聞く機会が設けられましたが、検討会においては、一度も公聴会は開催されませんでした。またヒアリングにおいても、これから裁判員になる市民を対象とするヒアリングは全くありませんでした。このように市民の声を聞く機会のないもと、検討会では市民が参加しやすい制度設計について真剣な討議は残念ながら十分になされていません。

その一方で、裁判員制度についての「たたき台」においては裁判員候補者が召還に応じない場合の「罰則」が提案されています。

しかし、参加しにくい制度を市民不在の場所で作ったり、罰則によって市民に押し付けようとするのであれば、市民参加制度の導入として本末転倒な議論に

ほかありません。

私たちは、市民に独自にアンケートを実施した結果などから、裁判員制度導入にあたって、

普及・広報、オリエンテーションの実施、

義務教育段階からの法教育の導入、

企業における休暇制度の創設、

多忙な市民がスケジュールを調整して司法に参加できるような裁判日程に関する柔軟な運用、

十分な日当の保障、

裁判所への託児所の設置

などの社会的基盤整備が必要だと考えています。

顧問会議においては、裁判員になる市民の視点にたち、市民に参加しやすい制度として定着させるため、基盤整備・制度的工夫を十分に議論していただきますようお願いいたします。

(2) 市民参加の制度趣旨を無にしないように

裁判員と裁判官の人数比をどうするかは、この制度の市民参加の質を決定するうえで極めて重要です。私たちは、これから参加する市民の生の声を聞いてこの重要問題を議論し決定すべきだと考えています。ところが、そうした直接の意見聴取の機会もないまま、検討会においては、市民参加を最小限度に抑える「コンパクト論」(裁判官は3名、裁判員は2～3名という構成)が有力に主張されています。

私たちは、今回の司法改革のなかで最も重要な改革が、この「裁判員制度」だと考えています。司法への市民的基盤を確立し、市民の健全な良識を裁判に反映させる、という点で裁判員制度は極めて画期的な意義を有します。しかし、現状どおりの裁判官3名に、2～3名の市民が参加する、ということでは、市民参加はごくごく限定されたものになり、制度の趣旨は半減します。私たちはこうした議論状況に深い憂慮を持っています。

司法制度改革審議会の議事録をみると、陪審制か参審制かが激しく議論され、両制度の長所をいかした日本独自の制度にする、ということで裁判員制度導入が提案されたと理解できます。議事録をみる限り、無作為抽出で多様な市民に参加して議論してもらい、市民の良識を裁判に反映させる、という発想や構造は当時のゆるぎない一致点だと思われます。

裁判員制度が陪審とも参審(参審には3:2のドイツ、2:6のイタリア、

3：9のフランスなどがあります)とも異なる制度として提案された経緯からしても、3人の職業裁判官に少数の市民を参加させるというドイツ型に近い人数構成を審議会が想定していたとは考えられません。

このような「コンパクト」な構成が万一立法化されれば、市民参加は極めて限定的なものにとどまり、司法改革に期待した多くの市民の期待を裏切る結果になるでしょう。市民参加の門戸が極めて「狭き門」に閉ざされ、少数の市民のみを参加させて法律家主導のわかりにくい裁判が行なわれ、裁判官主導の評議が行なわれる、ということとなれば、市民参加の趣旨は無に帰し、制度は形骸化してしまうこととなるでしょう。

私たちは、市民にとってわかりやすい裁判が展開されるためにも、裁判官が市民と同じ言葉で議論し、市民と裁判官の双方向的なコミュニケーションを実現するためにも、市民が意見や疑問を自由にいい、市民としての良識や感覚を判決に反映させるためにも、市民の人数は圧倒的に多くあるべきだ、と考えています。

また、有罪・無罪を決めるにあたっては、ひとつの証言や事実をとらえるについても、多様な経験を持つ市民の多様な視点からの議論が重要です。性別、年齢、職業、経歴などの多様な裁判員構成を可能にするためにも相当の人数の参加が必要です。逆に裁判官の人数は1名で足りると考えます。

私たちは今年2月に500人規模の模擬裁判員裁判・模擬評議を実施しましたが、その後のアンケート調査や感想からも、裁判員の人数を圧倒的に多くする「裁判官1対裁判員11」の構成が最も妥当だという結論に至りました(別紙資料参照)。是非こうした体験も参照され、市民参加の意義を失わない構成をご検討いただきますようお願いいたします。

3 司法制度改革審議会会長である佐藤幸治座長をはじめ、各界有識者で構成される顧問会議の方々には、広く社会全体の見地にたち、司法改革が当初の意義を失わない積極的な制度となるよう、検討会や推進本部の議論をチェックし、積極的な提言をされるよう期待しています。とりわけ、「裁判員制度・刑事検討会」メンバーはほとんどが法曹関係者であり、これから裁判員となる市民の視点に立った議論が十分になされるには、各界で活躍されている顧問会議の方々の意見の反映が不可欠です。

裁判員制度が真に主体的・実質的な市民参加制度として実現するため、顧問会議委員の皆様の積極的な議論とご尽力をよろしくお願いいたします。

以上